

議 第 52 号

平成29年 2 月 21 日提出

熊本市学校給食共同調理場設置条例等の一部改正について

熊本市学校給食共同調理場設置条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市学校給食共同調理場設置条例等の一部を改正する条例

(熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部改正)

第1条 熊本市学校給食共同調理場設置条例(昭和48年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び特別支援学校」に改める。

第2条の表熊本市学校給食藤園共同調理場の項を削る。

(熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例(平成28年条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則中「平成29年4月1日」を「規則で定める日」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(提出理由)

藤園共同調理場を廃止する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。